

市役所での手続き

各種手続きについて、一般的な場合を想定して掲載してありますので、全ての方が該当するものではありません。手続きによっては19～23ページの「**委任状**」が必要となる場合もありますので、ご遺族支援コーナーまたはお問い合わせ先へご確認ください。

手続きチェックリスト

区分	該当あり	手続済	項目	手続き内容	掲載ページ
住民登録関係			世帯主の変更	世帯主変更	4
			印鑑登録証	登録証の返納	4
			住基カード・マイナンバーカード	返納手続き（希望の方のみ）	4
パスポート			パスポート	返納手続き（希望の方のみ）	4
共済			交通災害共済	共済金・奨学援護金請求	4
年金			国民年金	未支給請求 遺族基礎年金請求 など	5
健康保険			国民健康保険	資格喪失届 葬祭費支給申請 など	5
			後期高齢者医療	資格喪失届 葬祭費支給申請 など	5
介護			介護保険・高齢者	資格喪失届 など	5
税金			市税共通	相続人代表者の指定 など	6
			軽自動車税	名義変更・廃車 など	6
			固定資産税	共有代表者の変更 未登記家屋の名義変更 など	6
福祉			障がい者手帳など	手帳などの返還 未支払手当請求	7
			特別児童扶養手当	資格喪失届 未支払手当請求 など	7
			タクシー利用券 自動車燃料費助成券	返還手続き	7
			福祉医療（障がい）	資格喪失届	7

区分	該当あり	手続済	項目	手続き内容	掲載ページ
子ども			福祉医療（子ども）	資格喪失届	8
			保育施設	退所届 教育・保育給付認定の変更申請	8
			就学援助	就学援助申請	8
			児童手当	額改定 未支払手当請求	8
			児童扶養手当	資格喪失届 未払手当請求 など	9
			ひとり親家庭等住宅整備 貸付金	死亡届、保証人変更	9
			母子父子寡婦福祉資金	死亡届、保証人変更	9
			福祉医療 （ひとり親家庭）	資格喪失届	9
ごみ			ごみ	処理施設使用料の減免申請	10
墓地			墓地	納骨、承継手続き	10
犬			犬	飼い主の変更	10
生活衛生 営業			理容所・美容所・ クリーニング所	承継手続き 変更（廃止）届	10
			旅館・公衆浴場	承継手続き 営業停止（廃止）届	10
上・下水道など			上下水道	名義変更、使用人員変更（井戸水使用者）、 閉栓	11
			下水道受益者負担金	受益者の変更	11
			浄化槽	管理者変更報告、地位継承、 使用休止の手続き	11
			農業集落排水	使用人員変更 使用休止の手続き	11
住宅			市営住宅	入居承継承認 明渡し 同居者異動	11
農地・森林			農地	相続の届出	12
			森林	所有者変更の届出	12

☐ 世帯主変更 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2133 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
世帯主が 亡くなられた方	世帯主変更	手続きする方の本人確認書類 ※代理の方が手続きする場合は、委任状が必要です。

☐ 印鑑登録証 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2133 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
印鑑登録を していた方	登録証の返納	印鑑登録証

☐ 住基カード・ マイナンバーカード 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2133 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
住民基本台帳カード マイナンバーカード 通知カードを お持ちの方	返納手続き ※希望の方のみ	住民基本台帳カード、マイナンバーカード、通知カード

☐ パスポート 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2133		
対象者	主な手続き	必要なもの
パスポートを お持ちの方	返納手続き ※希望の方のみ	☐ パスポート ☐ 戸籍謄本または死亡診断書（コピー不可） ☐ 届出人と故人の関係がわかる戸籍謄本（コピー不可）

☐ 交通災害共済 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2133 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
交通災害共済・ 不慮の災害共済に 該当する方	加入者が亡くなった とき	☐ 交通事故証明書（交通災害のみ） ☐ 死亡診断書または死体検案書の写し ☐ 加入者証の写し ☐ 故人の戸籍謄本および住民票（コピー可） ☐ 請求者の預貯金通帳またはキャッシュカード
	共済金請求	
	子どものいる加入者 が亡くなったとき	☐ 加入者証の写し ☐ 請求者の預貯金通帳
	奨学援護金請求	

☐ 国民年金 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2168 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
国民年金を 受給していた方	☐ 死亡の届出 ☐ 未支給年金請求 ☐ 遺族基礎年金請求	☐ 故人の年金証書 ☐ 請求者となる方の預貯金通帳 死亡届のみの場合 ☐ 故人の年金証書、死亡診断書の写しなど ※戸籍謄本や委任状などが必要な場合があります。
国民年金に 加入していた方	死亡の届出 ☐ 遺族基礎年金請求 ☐ 死亡一時金請求 ☐ 寡婦年金請求	☐ 故人の年金手帳 ☐ 故人の年金手帳 ☐ 請求者となる方の預貯金通帳 ※戸籍謄本や委任状などが必要な場合があります。

☐ 国民健康保険 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2166 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
国民健康保険に 加入していた方	☐ 資格喪失の届出 ☐ 世帯主変更の届出 ☐ 葬祭費支給申請	☐ 故人の被保険者証、高齢受給者証、限度額認定証など ☐ 喪主の預貯金通帳 故人が世帯主の場合 ☐ 世帯全員分の被保険者証、高齢受給者証、限度額認定証など 葬祭費振込予定日 月 日 頃
世帯に国民健康保険加入者がいる世帯主の方	世帯主変更の届出	☐ 世帯全員分の被保険者証、高齢受給者証、限度額認定証など
※社会保険などに加入していた方は、お勤め先にお問い合わせください。		

☐ 後期高齢者医療 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2159 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
後期高齢者医療保険 に加入していた方	☐ 資格喪失の届出 ☐ 葬祭費支給申請(喪主) ☐ 高額療養費給付申請 ☐ 保険料の精算	☐ 故人の被保険者証、限度額認定証など ☐ 喪主及び相続代表人の預貯金通帳 葬祭費振込予定日 月 日 頃

☐ 介護保険・高齢者 問い合わせ先 本 庁 舎 長寿いきがい課(1階) ☎0185-89-2157 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
65歳以上の方 または介護認定を 受けていた方	☐ 資格喪失の届出 ☐ 保険料の精算 ☐ 高額介護(予防) サービス費申請	☐ 故人の被保険者証、負担割合証、限度額認定証 ☐ 相続代表人の預貯金通帳 介護保険料の変更通知を 頃送付します。
緊急通報装置 (ふれあい安心電話) の貸与があった方	☐ 廃止の申し出 ☐ 緊急通報装置の返却	必要なものは特にありません。
配食サービスを 受けていた方	サービス廃止	必要なものは特にありません。
認知症高齢者等見守り シールを利用して いた方	利用終了届の提出	必要なものは特にありません。 ※シールの返却は不要です。

☐ 市・県民税、軽自動車税、固定資産税、国保税共通		
問い合わせ先 本 庁 舎 税 務 課(1階) 市県民税、軽自動車税、国保税について ☎0185-89-2126 固定資産税について ☎0185-89-2127 口座振替等収納について ☎0185-89-2128 ニツ井町庁舎 総務企画課(1階) ☎0185-73-2112		
対象者	主な手続き	必要なもの
市・県民税、軽自動車税、国保税が課税されていた方 ・ 固定資産をお持ちだった方	相続人代表者の指定 ・ 現所有者の申告	☐ 遺言書、相続放棄など関係書類（ある場合） ☐ マイナンバーが分かるもの（能代市に住民登録のない固定資産の現所有者の方） ※この届出は市税などの納税に関するものであり、資産の名義を変更するものではありません。 ※法定相続人（氏名、生年月日、住所、連絡先）をお伺いします。法定相続人の詳細は26ページをご覧ください。 ※納税通知書の送付先を別に希望する方はご相談ください。
	振替口座の廃止・加入 ※口座引落しで納税されていた方	☐ 故人の納税通知書または領収書 ☐ 新たに申し込みされる方の預貯金通帳、通帳届出印

☐ 軽自動車税		
問い合わせ先 本 庁 舎 税 務 課(1階) ☎0185-89-2126 ニツ井町庁舎 総務企画課(1階) ☎0185-73-2112		
対象者	主な手続き	必要なもの
農耕作業用の小型特殊自動車、排気量125cc以下の原動機付自転車などを所有していた方（能代市ナンバーのみ）	☐ 名義変更 ☐ 廃車	☐ ナンバープレート（廃車の場合） ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されますので、早めの手続きをお願いします。

☐ 固定資産税		
問い合わせ先 本 庁 舎 税 務 課(1階) ☎0185-89-2127 ニツ井町庁舎 総務企画課(1階) ☎0185-73-2112		
対象者	主な手続き	必要なもの
共有代表者の方	共有代表者の変更	☐ 新たに代表になる方の本人確認書類 ☐ 新たに代表になる方のマイナンバーが分かるもの（能代市に住民登録のない方）
未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更	☐ 新所有者及び届出者の印鑑（認印可） ☐ 公正証書遺言 ※公正証書遺言がない場合は次の書類をお持ちください。（以下の書類 コピー可） ☐ 遺産分割協議書（実印必要） ☐ 相続関係説明図、または被相続人及び各相続人の戸籍謄本 ☐ 各相続人の印鑑登録証明書 ☐ 新所有者の住民票（能代市に住民登録のない方）

☐ 障がい者手帳など		
問い合わせ先 本 庁 舎 福 祉 課(1階) ☎0185-89-2153 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院医療）をお持ちの方	返還手続き	☐ 手帳（受給者証） ※NHK受信料が減免されている方は、停止の手続きが必要です。 NHKふれあいセンター ☎0570-077-077
特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた方	☐ 死亡の届出 ☐ 未支払手当請求	☐ 亡くなったことが確認できる書類（死亡診断書の写しなど） ☐ 配偶者または扶養義務者の預貯金通帳

☐ 特別児童扶養手当		
問い合わせ先 本 庁 舎 福 祉 課(1階) ☎0185-89-2153 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
特別児童扶養手当を受給していた方	☐ 受給者死亡の届出 ☐ 資格喪失の届出 ☐ 認定申請	☐ 亡くなったことが確認できる書類（戸籍謄本など） ☐ 特別児童扶養手当証書（ピンク色） ☐ 振込先口座申出書（金融機関の証明印が必要です） ☐ 新たに受給する方の世帯全員分の戸籍謄本 ☐ 住民票（無料交付）
特別児童扶養手当の対象児童の方	☐ 資格喪失の届出 ☐ 未支払手当請求	☐ 亡くなったことが確認できる書類（戸籍謄本など） ☐ 特別児童扶養手当証書（ピンク色）

☐ タクシー利用券 自動車燃料費助成券		
問い合わせ先 本 庁 舎 福 祉 課(1階) ☎0185-89-2153 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
タクシー利用券などを利用していた方	返還手続き	☐ 故人のタクシー利用券・自動車燃料費助成券

☐ 福祉医療（障がい）		
問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2159 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
福祉医療費（マル福）助成を受給していた方	資格喪失の届出	☐ 受給者証

☐ 福祉医療(子ども) 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2159 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
乳幼児、小中学生及び高校生等で福祉医療費（マル福）助成を受給していた方	資格喪失の届出	☐ 受給者証

☐ 保育施設 問い合わせ先 本 庁 舎 子育て支援課(2階) ☎0185-89-2946 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
保育施設を利用していた方	退所の届出	必要なものは特にありません。
保育施設を利用中の保護者の方	教育・保育給付認定の変更申請	

☐ 就学援助 問い合わせ先 ニツ井町庁舎 学 校 教 育 課(2階) ☎0185-73-5281		
対象者	主な手続き	必要なもの
就学援助の申請をされる方 就学援助認定世帯の方	就学援助申請	☐ 保護者の預貯金通帳 ※事前にお問い合わせください。

☐ 児童手当 問い合わせ先 本 庁 舎 子育て支援課(2階) ☎0185-89-2946 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
手当支給対象の児童だった方	☐ 受給事由の消滅 ☐ 額改定（減額）	必要なものは特にありません。
手当を受給していた方	☐ 未払手当請求 ☐ 認定請求	
		☐ 児童の預貯金通帳 ☐ 新受給者の預貯金通帳、健康保険証

☐ 児童扶養手当 問い合わせ先 本 庁 舎 子育て支援課(2階) ☎0185-89-2947 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
手当支給対象 児童の方	☐ 額改定（減額） ☐ 資格喪失の届出	☐ 亡くなったことが確認できる書類 ☐ 児童扶養手当証書
手当を 受給していた方	☐ 死亡の届出 ☐ 未払手当請求	☐ 亡くなったことが確認できる書類 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 児童の預貯金通帳
手当の受給資格のある 方で、同居親族・配偶 者が亡くなった方	☐ 支給停止関係消滅 ☐ 事由の変更	☐ 亡くなったことが確認できる書類 （配偶者が亡くなった時） ☐ 児童扶養手当証書
新たにひとり親に なった方	☐ 認定請求	事前にお問い合わせください。

☐ ひとり親家庭等 住宅整備貸付金 問い合わせ先 本 庁 舎 子育て支援課(2階) ☎0185-89-2947 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
貸付金を 利用していた方	死亡の届出	必要なものは特にありません。
貸付金利用者の 連帯保証人	保証人変更	

☐ 母子父子寡婦福祉資金 問い合わせ先 本 庁 舎 子育て支援課(2階) ☎0185-89-2947 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
資金を 利用していた方	死亡の届出	☐ 亡くなったことが確認できる書類
資金利用者の 連帯保証人	保証人変更	☐ 借主の印鑑（認印） ☐ 亡くなったことが確認できる書類

☐ 福祉医療(ひとり親家庭) 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2159 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
ひとり親家庭児童で 福祉医療費(マル福) 助成を 受給していた方	資格喪失の届出	☐ 受給者証

☐ ごみ			問い合わせ先 本 庁 舎 環境衛生課(2階) ☎0185-89-2172 ニツ井町庁舎 環境産業課(1階) ☎0185-73-5502
対象者	主な手続き	必要なもの	
故人のごみの処理 (持込)をされる方	ごみ処理施設使用料 の減免申請	燃えるごみの搬入先 MAP34ページ 南部清掃工場(山本郡三種町鶴川字上笠岡70-21) ☎0185-85-3225 燃えないごみ・粗大ごみの搬入先 MAP35ページ 北部粗大ごみ処理工場(山本郡八峰町峰浜沼田字横長根1-5) ☎0185-76-3903 受入時間 月～土曜日の午前9時～午後4時30分 (日曜日及び1月1日～3日を除く) ※北部粗大ごみ処理工場は、毎月第1・第3の土曜日と 月～金曜日の祝日は施設点検のため受入れできません。 ※ごみは直接清掃工場へ搬入ください。 ※ごみの分別など、詳しくはお問い合わせください。 ※各工場1日限りで、同日中であれば同一工場に2台ま で搬入できます(2tトラックは1台まで)。	
		注意事項 ・市で手続きした申請書を持って工場へごみを運搬してください。 ・減免期間は、亡くなった日から6か月以内です。 ・期間内の制度利用が困難な場合はご相談ください。 ・申請書の再発行はできません。	
令和 年 月 日まで お使いいただけます。			

☐ 向能代金山墓地公園・ ニツ井墓地			問い合わせ先 本 庁 舎 環境衛生課(2階) ☎0185-89-2173 ニツ井町庁舎 環境産業課(1階) ☎0185-73-5502
対象者	主な手続き	必要なもの	
市営墓地を 使用していた方	承継手続き	☐ 墓地使用許可証	
	返還	☐ 墓地使用許可証	
	納骨	☐ 埋火葬許可証	

☐ 犬			問い合わせ先 本 庁 舎 環境衛生課(2階) ☎0185-89-2174 ニツ井町庁舎 環境産業課(1階) ☎0185-73-5502
対象者	主な手続き	必要なもの	
犬を飼養していた方	飼い主の変更	必要なものは特にありません。	

☐ 理容所・美容所・ クリーニング所			問い合わせ先 本 庁 舎 環境衛生課(2階) ☎0185-89-2174 ニツ井町庁舎 環境産業課(1階) ☎0185-73-5502
対象者	主な手続き	必要なもの	
理容所・美容所・ クリーニング所を 経営していた方	☐ 承継手続き ☐ 変更(廃止)	☐ 確認済証またはクリーニング所届出済証	

☐ 旅館・公衆浴場			問い合わせ先 本 庁 舎 環境衛生課(2階) ☎0185-89-2174 ニツ井町庁舎 環境産業課(1階) ☎0185-73-5502
対象者	主な手続き	必要なもの	
旅館・公衆浴場を 経営していた方	☐ 承継手続き ☐ 営業停止(廃止)	☐ 旅館業経営許可書または公衆浴場営業許可書	

☐ 上下水道		
問い合わせ先 本 庁 舎 水道課(2階) ☎0185-52-5221 ニツ井町庁舎 建設課(1階) ☎0185-73-5258		
対象者	主な手続き	必要なもの
水道、下水道を 利用していた方	☐ 名義変更・閉栓 ☐ 使用人員変更 (井戸水使用者)	問い合わせ先に連絡し、手続きしてください。

☐ 下水道受益者負担金		
問い合わせ先 本 庁 舎 下水道課(2階) ☎0185-89-2202		
対象者	主な手続き	必要なもの
負担金を納付中 または猶予中の方	受益者の変更	必要なものは特にありません。

☐ 浄化槽		
問い合わせ先 本 庁 舎 下水道課(2階) ☎0185-89-2202 ニツ井町庁舎 建設課(1階) ☎0185-73-5300		
対象者	主な手続き	必要なもの
個人設置型の浄化槽 を使用していた方	☐ 管理者変更報告 ☐ 使用休止の手続き	必要なものは特にありません。
市設置型の浄化槽を 使用していた方	☐ 地位承継 ☐ 使用休止の手続き	※使用休止届の場合、清掃記録(写)が必要です。

☐ 農業集落排水		
問い合わせ先 本 庁 舎 下水道課(2階) ☎0185-89-2202		
対象者	主な手続き	必要なもの
農業集落排水施設を 使用していた方	☐ 使用人員変更 ☐ 使用休止の手続き	必要なものは特にありません。

☐ 市営住宅		
問い合わせ先 本 庁 舎 都市整備課(2階) ☎0185-89-2194 ニツ井町庁舎 建設課(1階) ☎0185-73-5300		
対象者	主な手続き	必要なもの
契約者が亡くなり 引き続き市営住宅に 入居される同居親族	☐ 入居承継承認 ☐ 敷金継承届	☐ 故人の住民票の除票 ※承継の可否など、詳しくは事前にお問い合わせください。
契約者が亡くなり 市営住宅を 退去される方	☐ 明渡しの手続き ☐ 敷金還付請求	事前にお問い合わせください。
市営住宅に入居の 同居親族が 亡くなった方	同居者異動手続き	☐ 故人の住民票の除票
駐車場を 利用していた方	☐ 使用中止	必要なものは特にありません。

☐ 農地 問い合わせ先 本 庁 舎 農業委員会事務局(2階) ☎0185-89-2935 ニツ井町庁舎 環 境 産 業 課(1階) ☎0185-73-4515		
対象者	主な手続き	必要なもの
農地を相続された方	相続の届出	☐ 登記完了証 (新しい所有者名がわかるもの)

☐ 森林 問い合わせ先 本 庁 舎 林業木材振興課(2階) ☎0185-89-2250 ニツ井町庁舎 環 境 産 業 課(1階) ☎0185-73-4500		
対象者	主な手続き	必要なもの
森林を相続された方 (地域森林計画対象民有林のみ)	所有者変更の届出	☐ 森林位置図 ☐ 登記完了証 (登記が変わったことがわかるもの) ※登記完了後に計画対象の確認手続きが必要です。 詳しくはお問い合わせください。

☐ 文化財 問い合わせ先 ニツ井町庁舎 生涯学習・スポーツ振興課(2階) ☎0185-74-6040		
対象者	主な手続き	必要なもの
指定または登録文化財をお持ちの方	指定または登録文化財所有者の変更	指定書

その他各種制度のご案内

☐ 災害遺児愛護基金 事業給付金 問い合わせ先 本 庁 舎 子育て支援課(2階) ☎0185-89-2947 ニツ井町庁舎 市 民 福 祉 課(1階) ☎0185-73-5500		
対象者	主な手続き	必要なもの
中学生以下の児童の いる保護者が災害で 亡くなった場合	給付金受給申出	☐ 死亡診断書の写し ☐ 戸籍謄本 (故人の遺児であることがわかるもの) ☐ 保護者の印鑑 (認印)

☐ 福祉医療(子ども・障がい・ひとり親家庭) 問い合わせ先 本 庁 舎 市民保険課(1階) ☎0185-89-2159 ニツ井町庁舎 市民福祉課(1階) ☎0185-73-2114		
対象者	主な手続き	必要なもの
福祉医療費(マル福)助成受給者が 同世帯にいる場合	受給者証の変更	☐ 受給者の健康保険者証 ☐ 身体障害者手帳または療育手帳 (お持ちの方) ☐ 受給者証
福祉医療費支給を 申請していた場合	振込口座の変更	☐ 相続人となる方の預貯金通帳